

2017年1月

## アフリカ知的財産ニュースレター 2017年1月号(Vol.17)

### アフリカにおける最近の展開—知財権利者にどのように影響するか

#### はじめに

本号では、知的財産(IP)および政治に関わる情勢のうち、アフリカで営業する企業に影響を及ぼす可能性があると思われるいくつかの展開について論じることとする。

#### 知的財産および政治に関わる情勢の展開

##### ARIPO –商標登録者の増加と事務局の拡張

アフリカ広域知的財産機関(ARIPO)は、広域知的財産登録制度の機関であり、アフリカの英語圏に属する国のほとんどに関係している。ARIPOは指定国制度をとっている。別の言い方をすれば、企業は、ARIPOの本部事務局に集中して出願を行い、保護を求める特定の国々を指定することで、1件の出願により複数のARIPO参加国において自社の特許及び商標を保護することができる—指定された国はその指定を受けて当該出願の受理又は拒絶を決定することができる。ARIPO参加国には国内の登録制度も併存しているという点を念頭に置いておくことが重要である。

ARIPOはもともと特許のための構想であったが、その後、バンジュール議定書と呼ばれる条約によって、商標にも拡張適用されることとなった。ARIPOの商標制度を採用している国は以下のとおりである。

ボツワナ、レソト、リベリア、マラウイ、ナミビア、サントメ・プリンシペ、スワジランド、ウガンダ、タンザニア連合共和国(タンガニーカおよびザンジバル)、ジンバブエ

ARIPOは、特許については非常によく利用されていることが分かっているが、商標についてはあまり成功していなかった。その理由のひとつは、ARIPOの制度は多区分出願に対応しているにもかかわらず参加国の多くが、多区分出願に関する規定を導入していなかったことにある。

これとは別の問題として、ARIPO参加国の多くがいわゆる「コモン・ロー国家」であるという事実がある。コモン・ロー国家とは、国際協定を施行する前提条件として、当該協定が国内法の中に明示的に導入されること要求する国である。コモン・ロー国家であるARIPO参加国の中には、バンジュール議定書を自国の国内法の中に正式に導入していない国がいくつかある。そのため、マラウイ、スワジランド、ウガンダ、リベリア、ナミビア、タンザニアといった国々については、ARIPOの商標登録の有効性や権利行使可能性に関する疑念が存在していた。

その結果、商標保護のためにARIPOの制度を利用する企業数は少なく、国内登録制度の利用の方が好まれていた。とはいえ、ARIPOの商標制度に参加する国は増えてきている。モザンビーク、ザンビア、ガンビアがバンジュール議定書に加入することになっており、これらの国々が議定書に署名すれば参加国の数は13となる。ただし、上に挙げたような問題は今後も消滅しない可能性があり、ARIPO商標制度の人気の高まるかどうかは未知数である。

もうひとつの展開として、ARIPOは2016年12月に創立40周年を迎え、記念式典を開催するとともに、本部の事務局として従来よりも大規模で近代的な施設をハラレ(ジンバブエ)に建設した。それと同時にARIPOは、特許および意匠に関わる費用および手続の改正を発表しているが、この改正は重要なものであるため、別の号で改めて論じる予定である。

### ハラレ(ジンバブエ)に完成したARIPOの新本部



### カーボベルデ – 企業への門戸開放

2016年、新党「民主運動」(MpD)が選挙に勝利し、15年間にわたって政権を担ってきた「カーボベルデ独立アフリカ党」(PAICV)に代わって与党となった。この政権交代の結果として、新生カーボベルデは相当の投資機会となるものと考えられている。

### エジプトー同じく門戸開放

エジプトも同様に、より「投資家フレンドリー」な姿勢を志向している。エジプト投資庁は投資法の法案を完成させ、同国の議会の審議に付される段階にある。この新法は、エジプトの不安定な経済を再生し、外国の投資家を惹きつけようとするものである。

## エチオピア — 政情不安と重要な商標判決

エチオピアの政情不安は遂に非常事態宣言が発せられるまでになった。しかし、この非常事態はエチオピアで営業している外国企業には大きな影響を及ぼさないだろうと我々は考えている。それに、我々が理解するところでは、同国内の政情不安による影響が最も大きかった地域では非常事態はすでに沈静化したように思われるため、近いうちに非常事態宣言は解除されると見られる。

より明るい面を指摘すれば、最近エチオピアの裁判所が下した判決は、同国で営業する企業にとって非常に重要なものである。*Intercontinental Hotels Inc v DH Mex Plc* の訴訟において、エチオピア連邦裁判所大審院 — エチオピアの全裁判所を拘束する判決を言い渡す機関 — は、同国内で商標登録を有する外国企業は同国内に営業施設を持っていなくても自社が登録した商標に関して提訴権(訴訟の原告又は被告となる法的能力)を有するとの判断を示した。

この判決は権利行使の分野において特に重要である。同国内に営業拠点を持たない外国の商標権者には侵害被疑商標を提訴する能力がないという抗弁が提起されていたからである。もちろん、登録に対して取り消しを訴える場合にも、この判決が関係してくる。同判決によれば、商標不使用などの争点に基づく取消訴訟に対して外国の商標権者が抗弁することが可能になるからである。

## ガンビア — 政治的な不安定性

ガンビアで起こった政治的展開については多くの報道がなされている。2016年の末にガンビアの Yahya Jammeh 大統領は、連立与党の党首 Adama Barrow に選挙で敗北した。Jammeh は当初敗北を受け入れたが後に翻意し、選挙は「詐欺的なものであって認容しえない」と主張するようになった。

他の西アフリカ諸国 — ナイジェリア、リベリア、シエラレオネ、ガーナ等 — の指導者たちは Jammeh を説得して 22 年間務めた支配の座から退かせようと試みている。このような状況はなるべく短期間で解決されることが望ましく、投資家は政治的な不安定性を決して好まないからである。

## ガーナ — 新政権と弁護士のスライキ

新愛国党の Nana Akufo-Addo が大統領に選任された後、ガーナには新たな政権が誕生した。この政権交代が外国からの投資に大きな影響を及ぼすことはないものと予想される。

しかし、投資を鈍化させる可能性がある潜在的要因として、法務省 (Ministry of Justice) および法務長官府 (Attorney General's Department) に所属する弁護士全員が 2 か月以上にわたってスライキを展開し、その結果として知財事案の進行に深刻な遅滞が生じているという事実がある。

## ケニア — 新商標法と優れた判決

ケニアは政治的に安定しており、経済にも活気があるため、東アフリカでは非常に重要なビジネス拠点となっている。

2016 年、ケニア産業財産権機関 (KIPI) は、現行の商標法に代わるものとなる新商標法の最終案をまとめた。現在この法案は法務長官に付託され、最終的な確認を得た上で議会に提出されることになっており、議会の審議を経て法律化される予定である。当方が得た情報によれば、このプロセスにはまだ時間がかかるかもしれないとのことだが、旧来の知財法の刷新は歓迎すべき出来事である。

その間に、現行法に基づく興味深い判決が言い渡された。ある異議申立の事案において、石油および潤滑剤に関する分類第4類に属する商標「Gulftex」の登録出願は、同じ商品に関する既存の商標「Gulf」の登録に基づき拒絶されるべきである、と登録官補が判示したのである。この事案で審問した担当官が考慮したファクターには以下のようなものがあった。

- ・それぞれの商標の支配的な特徴は「gulf」という文言である。
- ・「gulf」という文言は記述的なものではなく、他の理由で識別力に欠けるものでもない。
- ・「tex」という文言は重要ではなく、商標の識別に役立たない。
- ・「tex」という文言は「texture」という語から派生したものであるため、特段の識別力を持たない。
- ・接頭語が同じである場合の方が、接尾語が同じである場合よりも混同発生の可能性が高い。

## リビア — 商標局はまだ機能している

リビアの政情は引き続き不安定であるが、同国の商標局は機能している。ただし、未処理案件の多さと人手不足のせいで深刻な遅滞が生じている。

## マダガスカル — 英語による証明書

マダガスカルはフランス語圏の国である。興味深い経緯があって、英語で書かれた証明書の認証済みコピーが将来的に受理可能になるとの告知がなされた。このような展開は、マダガスカルで営業している外国企業のほとんどにとってありがたいものとなるだろう。

## ジンバブエ — 通貨危機、輸入規制、マドリッド・プロトコル、司法改革

### 通貨危機

ジンバブエの経済は非常に低迷状態にあり、2016年には米ドルに代わる通貨の一形態として「ボンドノート」を発行することを同国の政府が決定した。現金流通が逼迫しているため、ジンバブエ国民が生活必需品以外の物資を購入することが時として困難な場合がある。この措置の合法性については疑問も呈されているが、異議が提起されることはなさそうである。

### 輸入品の規制

経済強化の更なる試みとして、政府は各種製品のジンバブエへの輸入を規制する法律を2016年に採択した。これはすなわち、商標標示商品の多くが実質的に輸入禁止となるということである — この禁制は、コーヒー用クリーム、樟脳クリーム、ワセリン、ボディクリーム、ベイクドビーンズ、ポテトチップス、シリアルなど、多種多様な製品に及ぶ。TRIPS等の国際協定に照らして、この法律の合法性については疑問が呈されているが、当面のところ禁制は実施されている。

商標権者の視点から見れば、上記のような措置が登録商標の不使用に関する免責事由を提供するか否かという問題がある。この疑問に対して絶対的な答を与えることはできないが、不使用が製品の輸入禁止に起因している場合、裁判所は、当該不使用は免責されるべきだとの認定を示すはずだと考えたいところである。

### マドリッド協定議定書(マドリッド・プロトコル)

ジンバブエは2015年にマドリッド・プロトコルに加入した。ジンバブエはコモン・ロー国家である。したがって、同プロトコルによる国際登録制度が効力を発生する前提条件として、マドリッド・プロトコルが国内法の中に明示的に取り込まれる必要がある(前のARIPOの項を参照)。

ジンバブエ当局は2016年7月1日に「2016年一般法令改正法第3号」(General Laws Amendment Act 3 of 2016)と呼ばれる法案を採択し、商標法に第97B条の規定を導入することにより、同プロトコルの国内法化の第一歩を踏み出した。しかし、マドリッド・プロトコルは未だジンバブエにおいて効力を生じていない。同プロトコルの規定を商標法に整合させるために第97B条が必要とする行政委任立法がまだ発効していないからである。我々の理解するところでは、世界知的所有権機関(WIPO)がこのプロセスを迅速化するようジンバブエに要請している。

つまり、ジンバブエを指定国とする国際登録は、現時点では何ら法的効果を持たないことになる。ただし、ジンバブエを指定国とする国際登録には遡及効が与えられるものと予想されている — ジンバブエがハバンジュール議定書に署名した際にARIPOの商標登録の問題について同様な措置がとられているからである。しかし、マドリッド・プロトコルが最終的に発効した日に先立って生じた侵害について、国際登録の権利者が訴訟を提起するのはおそらく不可能であろう。

## **司法**

最高憲法裁判所長官はまもなく退官することになっており、高等裁判所の判事が新たに複数任命されることになっている。ジンバブエの法律家たちは、このような動きは2018年に予定されている総選挙と相まって司法制度に前向きな変革をもたらし、裁判所は国際的な最良慣行をより積極的に採用することになるだろうと予想している。

## **結論**

ガンビアの政治情勢やジンバブエの経済状況については懸念が存在するものの、明るい兆候も現れてきている。政権交代が民主的かつ平和的になされるのは良いことだし、企業に対して友好的な政府の方針、新しい現代的な商標法、商標に関する良識ある判決といったものも良い兆候である。また、国際協定が効力を発生する前提として国内法への当該協定の導入を必要とするコモン・ロー国家において、国際協定の実施が進んできているのも良いことである。

[特許庁委託]

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 17 (2017年1月)

[著者]

Spoor & Fisher

spoor • fisher

patents • trade marks • copyright

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

Room No. 701-704, 7th floor, Maze Tower, Dubai, U.A.E.

Tel: +971 4 3880601 Email: dubai\_ipr@jetro.go.jp

**JETRO**

日本貿易振興機構(ジェトロ)

2017年1月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisherが英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETROは、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETROはその責任を負いかねます。